

京都市保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第114号

京都市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市保育所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号ア中「8月」の右に「(一時預かり事業(児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。)に係る保育を受ける場合にあつては、6月)」を加え、同項第3号ア中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改め、同号イ中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改め、「同項に規定する医療型児童発達支援を受ける場合及び」を削り、同号ウ中「第4項」を「第3項」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同項第6号中「児童福祉法第6条の3第7項に規定する」を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び10項を加える。

(保育費用に関する特例)

2 令和6年9月から令和10年8月まで(附則第4項において「特例期間」という。)の各月分の保育費用の算定に限り、利用者の保護者等が京都市市税条例の一部を改正する条例(令和2年11月25日京都市条例第19号)第2条の規定による改正前の京都市市税条例第35条第2項第3号の規定(以下「均等割免除規定」という。)の適用を受けることにより、令和5年9月から令和6年8月までの期間において別表第1の世帯区分のうち非課税世帯に当たるとして保育費用を徴収されたことがある利用者(附則第4項に規定する利用者の保護者等が均等割免除規定の適用を受けることにより、同月分の保育費用が第3条第2項第1号の規定により零とされた利用者に限る。)及び当該利用者と同一の世帯に属する利用者に対する同表の規定の適用については、同表その他の世帯の項中「2,500」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和6年9月分から令和7年8月分まで	1,000
令和7年9月分から令和8年8月分まで	1,300

令和 8 年 9 月 分 から 令 和 9 年 8 月 分 まで	1, 7 0 0
令和 9 年 9 月 分 から 令 和 1 0 年 8 月 分 まで	2, 1 0 0

3 前項の規定は、同項の規定の適用を受ける利用者（以下この項において「特例適用利用者」という。）が次の各号のいずれかの場合に該当することとなった場合は、その該当することとなった月分（第3号に掲げる場合にあつては、基準年度の9月分）から令和10年8月分までの保育費用の算定については、適用しない。

- (1) 別表第1の世帯区分が非課税世帯となった場合
- (2) 第3条第2項第5号の規定により保育費用を徴収しない場合
- (3) 特例適用利用者の保護者等が基準年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課された場合
- (4) 特例適用利用者が保育所を退所し、その後再び保育所、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所（附則第5項において「保育所等」という。）に入所した際に当該特例適用利用者と同一の世帯に属する他の児童（特例適用利用者である児童又は京都市子ども・子育て支援法施行細則（以下「細則」という。）附則第2項の規定の適用を受けており、かつ、令和5年9月から令和6年8月までの期間において時間外保育を受けたことがある児童に限る。）が存しない場合

4 特例期間の各月分の保育費用の算定に限り、別表第2の世帯区分が均等割課税世帯である利用者（利用者の保護者等が均等割免除規定の適用を受けることにより、令和6年8月分の保育費用が第3条第2項第1号の規定により零とされた利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する利用者に限る。）に対する同条第1項第1号アの規定の適用については、同号ア中「別表第2に掲げる額」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和6年9月分から令和7年8月分まで	零
令和7年9月分から令和8年	別表第2に掲げる額に100分の25を乗じて得

8月分まで	た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
令和8年9月分から令和9年8月分まで	別表第2に掲げる額に100分の50を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
令和9年9月分から令和10年8月分まで	別表第2に掲げる額に100分の75を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

5 前項の規定は、同項の規定の適用を受ける利用者（以下この項において「特例適用利用者」という。）が次の各号のいずれかの場合に該当することとなった場合は、その該当することとなった月分から令和10年8月分までの保育費用の算定については、適用しない。

- (1) 別表第2の世帯区分がその他の世帯となった場合
- (2) 第3条第2項第1号から第4号までの規定により保育費用を徴収しない場合
- (3) 特例適用利用者が保育所を退所し、その後再び保育所等に入所した際に当該特例適用利用者と同一の世帯に属する他の児童（特例適用利用者である児童又は細則附則第2項の規定の適用を受けている児童に限る。）が存しない場合

6 令和6年7月から令和10年6月まで（以下「特例期間」という。）の各月分の保育費用の算定に限り、利用者の保護者等が均等割免除規定の適用を受けることにより、令和5年7月から令和6年6月までの期間において別表第3の世帯区分のうち非課税世帯に当たるとして保育費用を徴収されたことがある利用者（利用者の保護者等が均等割免除規定の適用を受けることにより、同月に同表の規定を適用するとしたならば同表の世帯区分のうち非課税世帯に当たることとなる者に限る。）及び当該利用者と同一の世帯に属する利用者に対する別表第3の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、別表第3その他の世帯の項中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和6年7月分から令和7年6月分まで	2,300	1,000
	1,400	700
	1,150	500

	700	350
令和7年7月分から令和8年6月分まで	2,300	1,300
	1,400	800
	1,150	600
	700	400
令和8年7月分から令和9年6月分まで	2,300	1,600
	1,400	1,000
	1,150	800
	700	500
令和9年7月分から令和10年6月分まで	2,300	1,900
	1,400	1,200
	1,150	900
	700	600

7 前項の規定は、同項の規定の適用を受ける利用者（以下この項において「特例適用利用者」という。）が次の各号のいずれかの場合に該当することとなった場合は、その該当することとなった月分（第3号に掲げる場合にあつては、基準年度の7月分）から令和10年6月分までの保育費用の算定については、適用しない。

- (1) 別表第3の世帯区分が非課税世帯となった場合
- (2) 第3条第2項第6号の規定により保育費用を徴収しない場合
- (3) 特例適用利用者の保護者等が基準年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課された場合

8 特例期間の各月分の保育費用の算定に限り、利用者の保護者等が均等割免除規定の適用を受けることにより、令和5年7月から令和6年6月までの期間において別表第4の世帯区分のうち非課税世帯に当たるとして保育費用を徴収されたことがある利用者（利用者の保護者等が均等割免除規定の適用を受けることにより、同月に同表の規定を適用するとしたならば同表の世帯区分のうち非課税世帯に当たることとなる者に限る。）及び当該利用者同一の世帯に属する利用者に対する特例期間における別表第4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、別表第4その他の世帯の項中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和6年7月分から令和7年6月分まで	2,600	1,000
	2,100	800
	1,500	600
	1,200	500
令和7年7月分から令和8年6月分まで	2,600	1,400
	2,100	1,100
	1,500	800
	1,200	600
令和8年7月分から令和9年6月分まで	2,600	1,800
	2,100	1,400
	1,500	1,000
	1,200	800
令和9年7月分から令和10年6月分まで	2,600	2,200
	2,100	1,700
	1,500	1,200
	1,200	1,000

- 9 附則第7項の規定は、前項の規定により保育費用を算定する場合について準用する。  
 この場合において、附則第7項第1号中「別表第3」とあるのは、「別表第4」と読み替えるものとする。
- 10 特例期間の各月分の保育費用の算定に限り、利用者の保護者等が均等割免除規定の適用を受けることにより、令和5年7月から令和6年6月までの期間において別表第5の世帯区分のうち非課税世帯に当たるとして保育費用を徴収されたことがある利用者（利用者の保護者等が均等割免除規定の適用を受けることにより、令和6年6月に同表の規定を適用するとしたならば同表の世帯区分のうち非課税世帯に当たることとなる者に限る。）及び当該利用者と同一の世帯に属する利用者に対する同表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、別表第5その他の世帯の項中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和6年7月分から令和7年6月分まで	2,100	800
	1,200	500

	1,050	400
	600	250
令和7年7月分から令和8年6月分まで	2,100	1,100
	1,200	600
	1,050	500
	600	300
令和8年7月分から令和9年6月分まで	2,100	1,400
	1,200	800
	1,050	700
	600	400
令和9年7月分から令和10年6月分まで	2,100	1,700
	1,200	1,000
	1,050	800
	600	500

- 11 附則第7項の規定は、前項の規定により保育費用を算定する場合について準用する。  
 この場合において、附則第7項第1号中「別表第3」とあるのは、「別表第5」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定（同条第2項第3号ウ中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める部分を除く。）は、令和6年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)